

## 第2回 あいち住まい・まちづくりマスタープラン検討委員会 議事概要

### ■日時・場所

平成23年2月28日（月）午後1時30分～3時30分（愛知県自治センターE会議室）

### ■議事

- (1) マスタープラン見直しの経緯について
- (2) 次期マスタープランの構成案について
- (3) 住まい・まちづくりの基本方針について
- (4) 住まい・まちづくりの目標と施策の展開について
- (5) 計画の推進に向けて
- (6) 今後の予定について

### ■主な発言・意見

#### (1)～(5)各資料に関する質問など

- ・資料3（P.5）の「インナーシティ問題」は、あまり適切な表現ではないと思う。
- ・資料3（3,5 ページ）に「新しい公」と記載されているが、NPO という捉え方は基本的に間違っていると思う。住民運動のような意識や行動を指すものであり、新しい公共部門という意味を持たせるものではない。
- ・資料4（P.1）の「目標1 住宅セーフティネットの確保」の必要性・課題は、公営住宅に対する入居制限と読み取られないように、「民間賃貸住宅における入居制限の解消」とすべき。
- ・資料3（P.1）の「○住宅市場の環境整備」に「ストックの有効活用」とあるが、係る形容詞は「空き家の」なのか、「既存の住宅」なのか。量が充足することと空き家が増加していることに因果関係はないので、それにふさわしい表現とすべき。
- ・「情報の非対称性」とあるが、その対象は、住まい手と住宅事業者とが非対称という意味か。住宅事業者が情報を隠しているような印象を受けるが、住宅事業者も知らない情報があるかもしれない。住まい手と住宅事業者だけを限定するものではないと思う。
- ・資料4-1（P.1）の「目標2 自然災害に強い住まい・まちづくり」の必要性・課題に「・予想される大規模震災による被害を軽減するため、～」とあるが、東海・東南海地震は必ず来るので、「必ず来る」地震と明記する必要がある。マスタープランは継続とはいえず、より一層強化するような表現として欲しい。
- ・資料4-1（P.1）の「目標2 自然災害に強い住まい・まちづくり」の必要性・課題の「・予想される大規模震災～」は「大規模地震」と修正すべき。

#### (1)～(5)全体討論・意見交換

##### 【住宅セーフティネットについて】

- ・セーフティネットの議論で重要なことは総合化。福祉はこれまで高齢者福祉、障害者福

祉、児童福祉と対象者別に分けて扱われてきたが、これまで福祉の対象とならなかった労働者の住まいの確保についても検討する必要がある。

- ・大学を卒業しても就職できない若者や借り上げアパートに住んでいる不安定就労者、一時保護施設に入っている人、養護施設に入っている子どもの施設退去後の住居、少年院を出た子どもの住居などに関連するデータを、資料 4-1 の目標 1 の推進すべき施策 (3) に関連した成果指標の中へ組み入れてほしい。
- ・政府は介護、医療、年金、高齢者とバラバラに検討しているが、一体的に政策提言してほしい。住宅がそのベースになると考えている。
- ・「住宅確保要配慮者」は住宅セーフティネット法にかかってくる「高齢者」「障害者」「一人親世帯」「外国人」等を指していると思うが、これらの対象からはみ出してしまいう人もいる。そうではなく、様々な意味で住宅に困窮している人をセーフティネットで救うという意味にしてほしい。

### 【公営住宅法改正案の対応について】

- ・公営住宅法改正の動きがある中で、現行制度のままでいくということは、コミュニティバランスの偏在の問題は今のまま抱えていくということ。それ以外の様々な対策を講じてでもそれは対症療法であって根本的解決にはならない。
- ・参考資料 1 (P.5) の「～公営住宅法改正案の対応の方向性について」は、県の案では若年単身者の入居を促進しないということだった。若年者の不安定就労が増えている中で、家族が福祉的に機能すれば良いが、そうでない場合もある。若年者も公営住宅に入居できるようにしてはどうか。
- ・シェアハウスについて、愛知県ではまだ少ないが、東京ではインターネットを通じて普及しており、専門の不動産業者もある。若年者、中年、単身者の短期居住形態としてかなり受け入れられている。
- ・今後、単身世帯が増えて三世帯同居は減っていく。単身世帯が一番多数になる。単身者の入居をいかに受け入れるかが重要になってくる。
- ・ワーキングプアの住宅問題を公営住宅で対応するのは賛成できない。公営住宅をもっと増やすというコンセンサスはない。社会福祉の問題として議論すべきである。
- ・イギリスでは、政府がホームレスに求職者手当を支給し、住宅を用意する NPO が存在する。そういった NPO に対する支援・援助が必要。ワーキングプアの人にどういふ社会福祉を充てるかが基本であるのに、公営住宅で対策すべきという考え方は異なる。
- ・新しい公共部門=NPO ではないが、公共部門がスペースを提供すれば良いというものでもない。公営住宅を増やし、入居条件を緩和するだけのやり方は抜本的なセーフティネットの確保とは異なる。
- ・現在の公営住宅法で低額所得者でも単身者であれば入居できないとする規定があるのであれば、家族形態によって入居を制限されるのはいかがなものか。住宅確保要配慮者の定義をどうするのかも重要な課題である。
- ・ハウジング・バウチャーを提案したい。一定の所得以下の人に対してどういふ援助をするかというのは社会福祉の問題であるため、住宅のバウチャー制度に取り組んだ方が幅広く取り組める。

### 【防災、防犯について】

- ・個人情報やプライバシーの保護は、コミュニティの形成につながらない面がある。防犯性能を高めることと、助けるために誰でもすぐに手がさしのべられるようにすることは、なかなか両立しない。両立しないことをどう整理するのが重要。
- ・防犯については、地域でお互いに支えあう関係を作るという「共助」が一つの大きなテーマ。現状、成果指標は「侵入盗被害の件数」となっているが、少し疑問が残る。
- ・資料 4-2 (P.6) の「耐震性が不十分な住宅ストック」について、住宅が新しくなって自然に増えただけであり、耐震改修工事がされているものは少ない。一層の耐震性の確保に、強い意志で取り組むよう表現してほしい。
- ・防災まちづくりの推進は重要である。被害の復旧作業を見ていると、住まいとまちづくりは密接に関係している。神戸でも要救助者を救った 77%は隣近所だった。ソフト対策の充実も重要である。
- ・地域にどんな危険な箇所があるのかということが課題に挙げられている。具体的な地域ニーズを拾い、地域の状況に合わせて考えていくことが必要である。

### 【環境について】

- ・「環境と共生」とあるが、「環境に配慮する」という表現が適切だと思う。
- ・参考資料 3 (P.29) に、現行マスタープランでは「屋上壁面緑化などに対する助成を推進する」とあるが、屋上壁面緑化は CO2 削減に全く効果がない。
- ・東京都は熱心にやっていて、屋上壁面緑化はヒートアイランド現象に効果があるとされている調査結果もあるので、取扱いについては事務局で検討して頂きたい。

### 【新しい公について】

- ・資料 4-1 (P.8) の「目標 13 多様な主体の協働による住まい・まちづくり」に「・NPO 等が相互に交流するためのネットワーク環境整備」とあるが、もう少し内容が説明されていると良い。
- ・「新しい公」の趣旨は分かるが、公共部門と考えるべきではない。住民や自治会、NPO 等が率先して取り組むことであり、住民等の発意の動きはあるが、まだ予算がないという取り組みに対して、行政が支援する方向だと考えている。自発的な動きを尊重して、政策として強化していくことが重要で、その基本姿勢が次期マスタープランに記載されていると良いと思う。

### 【地域特性について】

- ・資料 4-1 (P.3) の「目標 5 地域特性に応じた居住ニーズの多様化への対応」-(1)の具体的施策に「・首都圏など県外や都心部から中山間地域への住替え支援」とあるが、新規で何か取組むということか。
- ・「まちなか居住の推進」と「都心部から中山間地域への住替え支援」は字面だけ見ると矛盾している。階層別、地域別の対策で見れば矛盾しないかもしれない。それについて、施策とのバランス、どこにどのように住むのが望ましいのか議論が必要。中山間地の場合、定住だけではなく、別荘的な利用、一時的な利用など多様な居住形態が考えられる。

### 【全体について】

- ・成果指標はたくさんあればあるほどわかりやすいが、なかなか把握できないものもあり、成果として設定するのが難しい。施策に関連するデータで、今後データとして把握できるものがあれば、資料編に掲載してほしい。

### ＜委員会後追加意見＞

- ・公共住宅の入居要件について、単身者の入居除外は根拠がないので、撤廃すべき。
- ・新たな公、多様な主体の協働については、NPO 間や NPO と企業、行政、地縁組織等の交流ネットワーク化を図る。また、これらを促進するための“情報、人、物、金”が出会い、交流し、共同活用する仕組みづくりが必要。